

入札公告

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和7年3月6日

宮城県栗原市長 佐藤 智

【制限付一般競争入札物件】

1 件名

栗駒山麓ジオパークビジターセンター屋外看板広告枠売買（二次募集）

※栗駒山麓ジオパークビジターセンター屋外看板広告事業 募集要項(広告掲載等仕様書) のとおり

2 最低売却価格

60,000円（消費税別）

【制限付一般競争入札実施要領】

1 入札参加者の資格、入札の参加方法等

(1) 入札参加者の資格

入札に参加するためには、次のすべての条件を満たすものとする。

- ① 栗駒山麓ジオパークビジターセンター屋外看板の広告枠を購入し、広告を掲載する者
- ② 当該入札に係る契約を締結する能力を有している者
- ③ 次の各号のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過した方
 - ア. 競争入札において、その公正な執行を妨げた方又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した方
 - イ. 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた方
 - ウ. 正当な理由がなく、契約を履行しなかった方
 - エ. 前各号に該当する事実があった後、2年を経過しない方を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した方
- ④ 国税及び地方税並びに市に納入すべき使用料その他の債務を滞納していない者
- ⑤ 本入札の公告日又は入札日において、栗原市から指名停止措置を受けていない者
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しない者
- ⑦ 栗原市暴力団排除条例（平成24年栗原市条例第36号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員等に該当しない者又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有さない者
- ⑧ 自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為等の不適當な行為をすることがない者

(2) 入札参加者の資格の確認

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(3) 提出書類

- ① 一般競争入札参加申込書
- ② 誓約書
- ③ 添付書類（証明書は、発行後3月以内のものを添付してください。）
 - ア 個人 身分証明書の写し 1通
 - イ 法人 商業登記簿現在事項証明全部証明書 1通
 - ウ 市税の調査に関する同意書

2 一般競争入札参加申込書の配布期間及び方法

一般競争入札参加申込書は、令和7年3月6日(木)から令和7年3月17日(月)までの火曜日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、栗駒山麓ジオパークビジターセンター内商工観光部ジオパーク推進室において配布するほか、市公式ウェブサイトに掲載する。

3 一般競争入札参加申込書の提出期間及び方法

一般競争入札参加申込書は、令和7年3月6日(木)から令和7年3月17日(月)までの火曜日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、栗駒山麓ジオパークビジターセンター内商工観光部ジオパーク推進室に、持参または郵送により提出すること。

4 入札

(1) 日時及び場所 入札参加申込者に書面で通知する

(2) 入札当日の持参品

- ① 入札書（市が指定する用紙を用いること。）
- ② 印鑑
- ③ 委任状（入札参加申込者以外が代理人として入札に参加する場合に提出すること。）
- ④ 封筒

(3) 入札の方法

- ① 入札者は、入札書を作成し、指定の日時及び場所に持参すること。郵送による入札は認めない。
- ② 入札書は、封筒に1枚入れ、のり付け部分に押印の上、提出すること。
- ③ 一旦提出した入札書は、取替、修正又は取消しはできない。
- ④ 代理人をもって入札する場合は、入札前に委任状を入札の執行を担当する職員に提出すること。
- ⑤ 開札は、入札終了後直ちに入札者の面前で、最高価格入札者及び入札金額のみを公表する。
- ⑥ 入札回数は3回までとする。

(4) 入札の無効又は取消し

次のいずれかに該当する入札は無効又は取消しとする。

- ① 入札に参加する資格がない者の入札又は委任状を提出していない代理人の入札
- ② 指定時刻までに提出しなかった入札
- ③ 記名押印がない入札
- ④ 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正の行為をした者の入札
- ⑤ 入札関係職員の指示に従わない者、入札会場の秩序を乱した者の入札

(5) 落札者の決定

- ① 入札した者のうち、最低売却価格以上で最高額をもって入札した者から上位2者を落札者とする。
- ② 上記落札者のうち、同位に該当する者が2人以上いるときは、直ちに、くじ引きによって落札者を決定する。

5 契約の締結

(1) 売買金額

売買金額は、落札が決定した入札書記載の金額とする。

(2) 契約の締結

売買契約の締結は、入札実施日から7日以内に売買契約書により締結しなければならない。落札者が期限までに契約を締結しない場合、落札はその効力を失う。